

経費区分一覧表

区分	基準	説明
1 義務的経費予算	(1) 人件費	①特別職報酬等（知事・副知事、議員、教育長、行政委員会委員、産業医・参与等特別職に限る）②一般職給与費（産育休代替等臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む）③退職手当等（退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費）④外郭団体等への派遣に係る県職員給与の負担相当額 ※審議会等委員に係る報酬は除く
	(2) 扶助費	①扶助費（自立支援給付（措置）費、措置費負担金及び補助金を含む）②就学奨励費
	(3) 公債費	①元利償還金②一時借入金利子③県債発行手数料④市場公募債満期一括償還に伴う積立金
	(4) 県税交付金等	①選挙執行経費 ②県税関係市町村交付金等 ③特別会計等に対する繰出金（繰出基準分、公債費分、公共事業分に限る） ④赴任旅費 ⑤国庫等返還金
2 一般的経費予算 ※ 1及び3以外に区分される全ての経費で概ね右に掲げるようなもの	(1) 通常事業・経常的行政経費	①庁舎・事務機器等の各種保守・管理業務委託費 ②事務機器のリースに係る使用料等 ③指定管理者への施設管理運営委託費
	その他の経常的管理経費	①経常的な旅費・消耗品費・役務費等の管理事務経費 ②庁舎等に係る光熱水費、経常的な維持修繕に要する経費 ③各種審議会等の運営に要する経費（委員報酬を含む） ④経常的な講習会、研修会等に要する経費 ⑤経常的な試験研究に要する経費 ⑥常時啓発に係る選挙関係費など
	(2) 通常事業・一般的行政経費	①各種団体の運営費補助金 ②各種大会・事業費等補助・交付金（政策的なものを除く） ③各種団体への加入負担金（本県の任意的加入に係るもの）
	社会福祉施設運営経費等	①市町村・民間の社会福祉施設等に対する補助等で、義務的な経費に準ずるもの ②全国的団体等で、加入が義務的なものに係る会費負担金
	その他の一般的経費	①利子補給など債務負担行為に基づく経費 ②国勢調査等、周期的に実施する統計調査費 ③交際費、自動車購入費 ④裁量的経費以外の臨時的な経費（単発的な調査・研究等） ⑤その他の経常的経費以外の事務費
	(3) 通常事業・裁量的行政経費	(1)通常事業・経常的行政経費、(2)通常事業・一般的行政経費以外のもの
	(4) 重要な政策的判断を必要とする経費	①政策事業 ②「みやぎ発展税」充当事業 ③「みやぎ環境税」充当事業 ④1件当たり総事業費が10億円を超える県執行建物 ⑤県立学校施設・社会福祉施設・警察施設整備費 ⑥その他政策的な投資的経費（公共事業を除く県執行建物） ⑦私立学校助成費 ⑧義務的経費に該当しない積立金、出資金、貸付金、繰出金等 ⑨東日本大震災復興事業（公共事業以外） ⑩その他特に必要と認められる政策的経費
3 公共事業予算		①補助公共事業費②単独公共事業費（公共嵩上補助を含む） ③維持補修事業費④国直轄事業負担金⑤災害復旧事業費 ⑥復興公共事業費